

藤沢市指定重要文化財の指定について
次の歴史資料を藤沢市指定重要文化財に指定する

2016年（平成28年）1月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

指定物件

区分	有形文化財
文化財の種類	美術工芸品(彫刻)
名称	木造地藏菩薩立像
数量	1件 1点
所在地	藤沢市本町四丁目5番21号 常光寺
所有者の住所・氏名	藤沢市本町四丁目5番21号 常光寺
指定物件の概要	内容 木造の仏像 年代 南北朝時代(14世紀中頃～後半) 法量 像高 91.5 cm

提案理由

この議案を提出したのは、本物件の歴史的価値並びに希少価値を鑑み、藤沢市文化財保護条例第3条第1項の規定により藤沢市指定重要文化財に指定し、保護を図る必要による。

参 考

藤沢市文化財保護条例 抜粋

(文化財の指定)

第3条 教育委員会は、この市の区域内に存する文化財のうち、この市にとって重要なものについて、有形文化財、無形文化財及び民俗文化財を藤沢市指定重要文化財に、記念物を藤沢市指定史跡、藤沢市指定名勝又は藤沢市指定天然記念物に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者(以下「所有者等」という。)の申請によるほか、教育委員会が所有者等の同意を得て行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するとともに当該所有者等に通知し、かつ、指定書を交付しなければならない。

常光寺 木造地藏菩薩立像について

像高 91.5 cm 頭長 17.6 cm 臂張 22.8 cm 腹厚 15.6 cm、桧材に彩色。

南北朝時代(14 世紀中頃～後半)の製作

わりはぎつく きよくがん うるしはく
割 矧 造り、玉 眼(水晶の眼)、仏身漆 箔、仏衣彩色。

両手は欠失を後補するが、持ち物・光背などは欠失。

市内では市外からの流入仏を除けば、既存の指定文化財に続く古仏。

かつ市内現存の地藏菩薩として最古で、技巧的にも優れた優品。

衣文の条数が多いなど、鎌倉を中心に流行した宋風の特徴がある。

胸部で仏身と着衣の境を割^はり矧ぐ、鎌倉仏師の伝統的技法を持つ。

市内の仏像彫刻の指定品

指定区分	指定名称	所在地	所有者	指定年月日	製作時期
国重文	木造薬師如来坐像	城南 4-10-35	養命寺	昭和 2 年 4 月 25 日	鎌倉初期
県指定	木造彩色弁財天坐像	江の島 2-3-8	江島神社	昭和 28 年 12 月 22 日	鎌倉中期
市指定	石造閻魔大王像	西俣野 866	花應院	昭和 41 年 1 月 17 日	江戸初期
市指定	木造十一面観世音菩薩立像	渡内 648	慈眼寺	平成元年 12 月 15 日	鎌倉末～室町初期
市指定	木造阿弥陀如来坐像	西富 1-9-27	長生院	平成 8 年 3 月 1 日	平安後期
市指定	木造虚空蔵菩薩立像	川名 584	神光寺	平成 9 年 2 月 12 日	平安中期
市指定	木造聖観音坐像	渡内 3-13-1	二伝寺	平成 10 年 2 月 12 日	鎌倉末期
市指定	木造阿弥陀如来立像	本町 4-5-21	常光寺	平成 10 年 2 月 12 日	南北朝期

割矧【わりはぎ】

寄木造に用いる技法の一つ。干割れや乾燥による像のゆがみを防ぐための処置で、元来一木であった材料を割り
放し内割(うちぐり)を施したのちに密着させ接合すること。